

伊勢市公報

第415号
令和5年2月20日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則	9
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
○ 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
教育委員会規則	
○ 伊勢市立小学校及び中学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則の一部を改正する規則	15
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について	19
○ 市議会定例会の招集について	20
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	21
選挙管理委員会告示	
○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	22
○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	23
○ 選挙人名簿の登録の移替えの延期について	25
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	26
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	27
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	28
○ 公示送達	29
○ 公示送達	31
○ 公示送達	32

伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第4号

伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（令和2年伊勢市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

号給	給料月額
	円
1	136,200
2	137,100
3	138,100
4	139,000
5	140,000
6	141,000
7	142,000
8	143,000
9	143,800
10	144,800
11	145,800
12	146,900
13	147,700
14	148,700
15	149,800
16	150,800

17	151,900
18	153,300
19	154,500
20	155,700
21	156,800
22	158,000
23	159,200
24	160,400
25	161,500
26	163,000
27	164,500
28	166,000
29	167,400
30	168,800
31	170,300
32	171,800
33	173,100
34	174,800
35	176,500
36	178,200
37	179,900
38	181,300
39	183,000
40	184,500
41	185,800
42	187,200

43	188,500
44	189,900
45	191,400
46	192,700
47	194,100
48	195,500
49	196,800
50	197,900
51	199,000
52	200,200
53	201,300
54	202,400
55	203,300
56	204,400
57	205,500
58	206,400
59	207,400
60	208,400
61	209,500
62	210,400
63	211,300
64	212,200
65	212,800
66	213,600
67	214,300
68	215,000

69	215,400
70	215,800
71	216,100
72	216,400
73	216,600
74	217,000
75	217,400
76	218,000
77	218,200
78	218,700
79	219,100
80	219,500
81	220,000
82	220,300
83	220,600
84	221,000
85	221,500
86	221,900
87	222,300
88	223,000
89	223,400
90	223,900
91	224,400
92	224,800
93	225,100
94	225,500

95	225,900
96	226,200
97	226,500
98	226,900
99	227,300
100	227,700
101	228,100
102	228,500
103	228,900
104	229,300
105	229,700
106	230,200
107	230,500
108	230,900
109	231,100
110	231,500
111	232,000
112	232,400
113	232,600
114	233,100
115	233,600
116	234,100
117	234,400
118	234,800
119	235,200
120	235,600

121	236,000
-----	---------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和5年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、広報いせ印刷業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、情報戦略局広報広聴課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第6号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項第5号中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表3の項第3号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表4の項第3号中「うるし」を「漆」に改め、同表7の項第1号及び第2号中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同項第3号中「4-アミノジフェニル」を「4-アミノジフェニル」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同項第4号中「4-ニトロジフェニル」を「4-ニトロジフェニル」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同項第8号中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同項第10号中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同項第14号中「骨肉しゅ」を「骨肉腫」に、「甲状腺せんがん」を「甲状腺がん」に、「多発性骨髄しゅ」を「多発性骨髄腫」に、「非ホジキンリンパしゅ」を「非ホジキンリンパ腫」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 111 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 6 号中「及び」を「並びに自動車検査証の有効期間の満了する日、使用者の住所並びに所有者の氏名又は名称及び住所を証する書類並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第 14 号)附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車検査証に係る改正後の第 12 条第 6 号の規定の適用については、同号中「写し並びに自動車検査証の有効期間の満了する日、使用者の住所並びに所有者の氏名又は名称及び住所を証する書類並びに自動車の写真」とあるのは、「写し及び自動車の写真」とする。

伊勢市立小学校及び中学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月14日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市立小学校及び中学校教職員の自家用自動車による出張の承認
に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市立小学校及び中学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

公務出張に使用する自家用車の届出書

届出番号	年度	号
------	----	---

____年 ____月 ____日届出

		運 転 者 の 氏 名	免 許 の 種 類	免 許 取 得 年 月 日	
				年 月 日	
車 名	初度登録年月 又は初度検査年月	型 式	自動車登録番号 又は車両番号	自動車検査証の有効 期間の満了する日	車台番号
	年 月			年 月 日	
損 害 保 険 の 種 別	保 険 金 額	契 約 先	証 書 番 号	保 険 期 限	
自 賠 責 保 険 (強 制)				年 月 日	
任 意 保 険 (対 人)				年 月 日	
(対 物)	万円			年 月 日	
(搭乗者)	万円			年 月 日	

備考 自動車検査証の写し、自動車検査証の有効期間の満了する日を証する書面及び保険契約書（自賠責保険・任意保険）の写しを添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車検査証に係る改正後の様式第1号備考の規定の適用については、同備考中「自動車検査証の写し、自動車検査証の有効期間の満了する日を証する書面」とあるのは、「自動車検査証の写し」とする。

伊勢市告示第 13 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 2 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
合同会社 夢広場
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービス まほろば
所在地 伊勢市藤里町 671 番地 9
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
令和 5 年 1 月 23 日 (事業所廃止年月日 : 令和 5 年 1 月 31 日)
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 14 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 5 年 2 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 5 年 2 月 20 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第2号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和5年2月2日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和5年2月9日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第4号 伊勢市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について
 - 議案第5号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について
 - 議案第6号 令和5年度教育関係予算について
 - 議案第7号 令和4年度教育関係補正予算（第8号）について
 - 議案第8号 奨学生の決定について
 - 議案第9号 伊勢市立小学校及び中学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定による、
公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人
名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記
のとおり定めます。

令和5年2月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 公表の方法 伊勢市公告式条例による
- 2 公表に係る閲覧状況の期間
自 令和4年1月1日
至 令和4年12月31日
- 3 公表の時期 令和5年2月

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、
公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く）の状況について、次のとおり公表します。

令和5年2月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 令和4年1月1日

至 令和4年12月31日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 令和4年1月1日
至 令和4年12月31日

公職選挙法第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申 出 者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る 選挙人の範囲	申し出者が法人の場合 主たる事務所の所在地	備考
1	一般社団法人 中央調査社	「第26回参議院議員通常選挙 選挙前・選挙後意識調査」実 施のための対象者抽出	R4. 4. 19	上野町（17人）	東京都中央区銀座5-15-18	第28条の 3第1項
2	株式会社 東京商工リサーチ津支店	「三重の森林・林業に関する 県民意識調査」の調査票送付 先の抽出	R4. 5. 30	全地区（400人）	三重県津市栄町1-840 グランスクエア津	第28条の 3第1項
3	一般社団法人 共同通信社	政治または選挙に関する世論 調査の対象者抽出	R4. 9. 8	明倫第1・二見第2投票区 （24名）	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の 3第1項
4	株式会社 朝日新聞社東京本社	政治または選挙に関する世論 調査の対象者抽出	R4. 9. 27	北浜第1投票区（10人）	東京都中央区築地5-3-2	第28条の 3第1項
5	株式会社 東京商工リサーチ津支店	「令和4年度防災に関する県民 意識調査」調査票送付先の抽 出	R4. 9. 28	全地区（372人）	三重県津市栄町1-840 グランスクエア津	第28条の 3第1項
6	一般社団法人 新情報センター	「消費動向調査」調査対象者の抽 出	R4. 10. 26	黒瀬町、楠部町（72人）	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の 3第1項
7	株式会社百五総合研究所	「みえ県民意識調査（仮 称）」対象者の無作為抽出	R4. 11. 17	全地区（708人）	三重県津市岩田21-27	第28条の 3第1項
8	株式会社 日本リサーチセンター	「ライフスタイルの形成と社 会意識に関する調査」の調査 対象者抽出	R4. 11. 25	上野町、吹上2丁目、中村 町桜が丘（18人）	東京都墨田区江東橋4-26-5	第28条の 3第1項
9						
10						

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙に伴い、令和5年3月4日以降同年4月9日までの間は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、令和5年4月10日以後に延期します。

令和5年2月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田節夫

伊勢市農業委員会告示第2号

伊勢市農業委員会第206回総会を次のとおり招集します。

令和5年2月8日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和5年2月15日（水）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第1号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和5年2月15日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和5年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和5年3月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
中島1丁目、野村町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町1126番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第5号

公 示 送 達

下記の者の令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和5年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省 略	省 略
2	省 略	省 略
3	省 略	省 略
4	省 略	省 略
5	省 略	省 略
6	省 略	省 略
7	省 略	省 略
8	省 略	省 略
9	省 略	省 略

10	省 略	省 略
11	省 略	省 略

伊勢市公告第6号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和5年2月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略

伊勢市公告第7号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年2月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略